M_{21} ＝ 0.01681

M_{22} ＝ 0.01684

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 20 年度から平成 24 年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

O_{21} ＝ 0.01681

O_{22} ＝ 0.01684

O_{23} ＝ 0.01692

O_{24} ＝ 0.01727

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21} ＝ 0.02802

Q_{22} ＝ 0.02807

Q_{23} ＝ 0.02821

Q_{24} ＝ 0.02878

R_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21} ＝ 0.04482

T_{22}　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般

M_{21} ＝ 0.01682

M_{22} ＝ 0.01687

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 20 年度から平成 24 年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

O_{21} ＝ 0.01682

O_{22} ＝ 0.01687

O_{23} ＝ 0.01695

O_{24} ＝ 0.018

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21} ＝ 0.02804

Q_{22} ＝ 0.02811

Q_{23} ＝ 0.02825

Q_{24} ＝ 0.030

R_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21} ＝ 0.04486

T_{22}　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般